

# 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 第 1 事業者

名 称	社会福祉法人 真祐会
所在地	北九州市八幡西区鷹の巣 1 丁目 3-21
代表者氏名	理事長 山本 博文
電話番号	0 9 3 - 6 3 1 - 1 5 5 0

## 第 2 ご利用施設

施設の種 類	保育所
施設の名称	リアンこだま保育園
施設の所在地	名古屋市西区児玉二丁目 2 4 番 1 3 号
施設長氏名	水野 早苗
連絡先	電 話 0 5 2 - 5 3 1 - 3 9 8 0 F A X 0 5 2 - 5 3 1 - 1 1 3 9

## 第 3 施設の目的

リアンこだま保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及びなごや子どもの権利条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

### 運営方針

- 1 当園は、入所する乳児及び幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- 2 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行います。
- 3 当園は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- 4 当園の保育士は、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、園児を保育するとともに、園児の保護者に対する保育に関する指導を行います。

#### 第4 施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	992 m <sup>2</sup>
	屋外遊戯場	441.16 m <sup>2</sup>
園舎	構造	耐火構造・簡易耐火構造・木造
	延べ面積	685.80 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	2室	たんぽぽ組 (0歳児クラス) ひまわり組 (1歳児クラス)
保育室	1室	もも組 (2歳児クラス)
	3室	ばら組 (3歳児クラス) すみれ組 (4歳児クラス) さくら組 (5歳児クラス)
遊戯室	1室	
調理室	1室	
職員室	1室	
園長室	1室	
事務室	1室	

※職員体制や園児数によりクラス編成が変更となります。

#### 第5 利用定員

認定区分		利用定員
2号認定子ども		42人
3号認定子ども	満1歳以上	14人
	満1歳未満	3人

## 第6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	11	7	4	
医師（嘱託医）	2		2	
調理員	3	2	1	

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

## 第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園長	8：30 ～ 17：15	
主任保育士	8：30 ～ 17：15	
保育士	早番 7：25 ～ 16：10 日勤 8：30 ～ 17：15 遅番 10：30 ～ 19：30 *ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
調理員	8：30 ～ 17：15	

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 第8 保育を提供する日、時間

開 所 曜 日	2・3号	月	火	水	木	金	土
開 所 時 間 (延長保育)	2・3号	平日	7：30～18：30（～19：30）				
		土曜日	7：30～18：30（～19：30）				
		日曜日・ 祝日	休園日				
		コア時間	8：30 ～ 16：30				

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

※ 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時30分から18時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

※ 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び16時30分から19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

## 第9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

### （1）当園の保育理念（方針）

#### 子どもの最善の利益の保障

子どももの人権と主体性を尊重し、子どもの最善の利益をために児童福祉の積極的な増進に努めて保育を行います。

#### 健やかな成長を支える保育

子どもが心身ともに健康、安全で、情緒の安定した活動ができる環境を用意し、生きる喜びと生きる力を育むことを基盤として、その健やかな育ちを支えます。自主・自立・協同・感謝の精神を養い、豊かな情操の素地を培うとともに、思考力や想像力の芽生えを助け促し人間形成の基礎を築きます。

#### 子育て支援

子どもを中心に家庭や地域社会との連携を図り、保護者や地域の家庭や本来備えている育児機能を十分に発揮できるよう子育てを支援し、ともに育ちあいます。

#### 職員の基本姿勢

倫理観に裏付けられた専門知識、技能及び判断をもって取り組み、保護者の声に耳を傾けその意向をしっかりと受け止め、保護者と保育者が子どもに関する共通理解を図れるように努めます。

### （2）当園の保育の目標

- ① 子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ります。
- ② 人に対する愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てると共に、自主、自立及び協調性の態度を養います。
- ③ 生命、自然及び社会の事象について興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培います。
- ④ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み創造性の芽生えを培います。

(3) 当園の保育の内容に関する全体計画

保育理念及び保育目標を実現するため、クレド(約束・信条・志)を作成し、職員一同、日々努力していきます。目指す保育は子どもも先生もそれぞれの自分らしさを発揮しながら一緒に学び合う「共主体」の考え方です。

◎私たちの保育で育む子どもの姿として

- 「主体性」…自分のやりたいことに向かっていきいきと遊ぶ子ども
- 「協調性」…自分のことも友達のこと大切でできる子ども
- 「挑戦心」…力を合わせてチャレンジできる子ども

子どもの“やってみたい“を実現できるように、一人ひとりに寄り添い、共に成長していきます。そして、保護者や地域の皆さんと共に成長を支え、喜び合い、子どもたちの主体的に生きる力を育みます。

(4) デイリープログラム (一日の流れ)                      別紙   園のしおりに記載

(5) 年間行事計画 (案)

月	行 事
4月	・入園式・こどもの日の会・クラス懇談会
5月	・園児歯科健診・個人懇談会
6月	・プラネタリウム見学(年長組)・幼児組保育参観・健康診断
7月	・七夕まつり会・プール開き・午睡開始(年長組)
8月	・午睡終了(年長組)
9月	・引き渡し訓練
10月	・運動会・遠足(年長組 名古屋城)・おまつり会
11月	・健康診断・遠足(年少組・年中組)・親子遠足(年長組)
12月	・生活発表会・おもちゃつき会・クリスマス会
1月	・西消防署訪問(年長組)・たこあげ・クラス懇談会
2月	・節分・名古屋市保育まつり(年長組)
3月	・お別れ遠足(年長組)・卒園式(年長組)・健康診断(新入园児)

- ※ 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します。
- ※ 0・1・2・3・4歳児組の午睡は1年間します。
- ※ 行事内容は、変更する場合があります。
- ※ 絵画教室を月2回実施します。(4・5歳児)
- ※ ECC英語教室を月2回実施します。(4・5歳児)
- ※ 体操教室を月2回実施します。(3・4・5歳児)

(6) ※給食の提供

名古屋市の毎月の献立表を基に実施し、各家庭にも毎月献立表を「きつずノート」で配信します。食物アレルギーがある場合は、医師の指導に基づきご相談させていただきますので、お申し出ください。

離乳食・食物アレルギー対応食を提供し、宗教食の配慮もします。

(7) その他の事業の実施状況

・障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

・延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

## 第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

項目	区分	延長保育	短時間延長
延長保育利用料	A階層・B階層	0円	0円
	C階層	日額 100円	日額 100円
	D階層	日額 200円	日額 200円
おやつ代		日額 50円	

※延長保育料金に加え、おやつ代実費相当額として、日額50円が別途必要になります。おやつ代は月額で1,000円以上になっても利用者負担は最高で1,000円まで。

例) D階層の方が 月10日利用の場合、

延長保育料 200円×10日=2,000円

おやつ代 50円×10日= 500円 合計 2,500円

※保育短時間利用の方に関しては、18時30分以降の利用はできませんが、短時間延長保育料金と延長保育料金が発生いたします。

(3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

・便宜に要する費用

当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

別表 1 実費徴収の詳細内容

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する費用	給食主食費（2号（3歳児クラス以上））	月額 1,000円
	給食副食費（2号（3歳児クラス以上））	月額 4,500円
	教材費（自由画・粘土・クレパス・など）	約 300円～3,500円
	衣料品等（体育シャツ・ズボン・カラー帽子など）	約 1,100円～2,500円

※ 別表1以外に実費徴収が生じる場合があるときは、報告させていただきます。

※ 価格については、変動することがあります。

※ 災害共済給付契約制度の加入について

当園は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間の加入については、保護者の方が同意した園児を対象といたします。

※ 災害共済給付制度にかかる利用者負担額

区 分	利用者負担額
A階層	0円
B階層、C階層	260円

### 第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき。
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく教育・保育給付認定を受けられなくなったとき。
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由が生じたとき。

### 第12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

医療機関の名称	小林医院
医師名	山本 さやか
所在地	名古屋市西区鳥見町 2 - 3 9
電話番号	0 5 2 - 5 2 1 - 9 3 7 1

### 第 1 3 非常災害対策

暴風警報発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 午前 6 時以前解除の場合 午前 8 時より開園</li> <li>・ 午前 6 時～午前 8 時解除の場合 2 時間後開園</li> <li>・ 午前 8 時～午前 11 時解除の場合 食事をしてから登園してください 午後 1 時より開園</li> <li>・ 午前 11 時以降解除の場合 食事をしてから登園してください 2 時間後開園</li> <li>・ 保育時間中の場合は、速やかにお迎えをお願いいたします。</li> </ul>
避難準備情報  避難指示 (警戒レベル 4) 高齢者等避難 (警戒レベル 3)  特別警報発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一次避難場所は、園内</li> <li>・ 第二次避難場所は、西陵高校東体育館・児玉小学校・浄心中学校</li> </ul> <p>① 保育時間中に発令された場合は、休園とし、保護者に迎えを依頼する。 避難場所へ園児と共に避難する。</p> <p>② 保育時間外に発令された場合は、解除されるまでは休園とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登園後に発令された場合は、避難場所まで避難させますので、お迎え場所を確認して、速やかにお迎えに来てください。</li> </ul>
水害時の避難場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北園舎 2 階・もしくは北園舎屋上・西陵高校</li> </ul>
南海トラフ地震に関連する情報 (臨時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常通り保育を実施</li> </ul>
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月 1 回・誘導訓練</li> <li>・ 消火訓練(職員)</li> </ul>

<b>非常災害用備蓄</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水・アレルギー対応食料品・スパゲッティ</li> <li>・菓子・缶詰・生活用品</li> <li>・応急手当用品・救出機材・</li> </ul>
----------------	--

**第 1 4 防犯、事故防止のための措置**

当園は、園児の安全を確保するため、非常警察通報装置を設置しており、防犯に努めています。

- ・夜間点滅灯・夜間防犯非常警報装置・正門出入り口、北テラス、南テラス上部に落下物対応屋根設置・ガラス飛散防止フィルムなどを使用しています。

**第 1 5 虐待の防止のための措置**

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

**第 1 6 苦情等の受付について**

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

<b>当園苦情相談窓口</b>	苦情解決責任者 園長 水野 早苗 苦情受付担当者 主任 小出 佳子
<b>苦情受付相談 第三者委員</b>	第三者委員 近藤 寛 (TEL 052-896-3223) 柘植 信秀 (TEL 052-851-0663) <受付> 9:00～12:00、13:00～17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

**第 1 7 その他留意していただきたいこと**

- (1) 保育用品・主食費・副食費などの集金日には遅滞ないようにお願いします。
- (2) 貴重品などの持ち込みは、ご遠慮ください。  
紛失・盗難・破損などの事項が生じても、保育園では一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- (3) 保育園の周辺は駐車禁止となっています。申し訳ございませんがご協力をお願いいたします。

※重要事項説明書の内容は、令和8年4月1日の情報です。

## リアンこだま保育園における重要事項に関する同意書兼契約届

当園における保育の提供を開始するに当たり、「リアンこだま保育園 重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

リアンこだま保育園

園 長 水野 早苗

私は、「リアンこだま保育園 重要事項説明書」について、リアンこだま保育園から重要事項の説明を受け同意しました。

また、名古屋市からの「保育利用決定通知書」に基づき、リアンこだま保育園の入所を確認したことを届け出します。

令和 年 月 日

児 童 氏 名 : \_\_\_\_\_

保 護 者 氏 名 : \_\_\_\_\_

児童から見た続柄 : \_\_\_\_\_

保 育 園 処 理 欄	令和 年 月
----------------	--------